

歯科材料 9 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用ダイヤモンドバー 16670000
松風ダイヤモンドポイント F G

【形状・構造及び原理等】

〔構造〕

- 1) 作業部：ダイヤモンド粒子をめっきで固定
- 2) 軸部：ステンレス鋼

【使用目的又は効果】

歯牙や骨等の硬組織及び補綴物等を研削する。

*** 【使用方法等】**

〔使用方法〕

- 1) 本材を滅菌します。
- 2) 本材を歯科用ハンドピース等に装着して、通法により使用します。
- 3) 再使用する際には速やかに、清掃液、消毒剤を用いて付着物を除去した後、滅菌を行います。
滅菌方法：オートクレーブ（134℃ 3 分、又は 121℃ 30 分）による滅菌を行います。

〔使用方法に関連する使用上の注意〕

- 1) ハンドピースメーカーの指示に従って、シャンクを確実に奥まで挿入し半チャックでないことを確認すること。
- 2) 使用前に口腔外で予備回転を行い、振れがないことを確認すること。
- 3) 作業部が細くて長いものは、折れたり曲がりやすいため、取り扱いには注意すること。また、無理な角度や過度の加圧での使用は避けること。
- 4) 注水下で、ソフトタッチで断続的に使用すること。
- * 5) 再使用する際には、清掃液、消毒剤を用いて付着物を除去した後、オートクレーブ、ケミクレーブ又は乾熱による滅菌もしくは薬剤による消毒をすること。なお、塩素系消毒剤は腐食を避けるため使用しないこと。

【使用上の注意】

〔重要な基本的注意〕

- 1) 指定（製品の被包に記載）の最高許容回転速度を超えて使用しないこと。
- 2) 本材は、ハンドピースメーカーの指示に従って使用すること。
- 3) 変形、振れ、損傷（錆、表面キズ、曲がり、汚損）等のあるものは使用しないこと。
- 4) 本材を使用して研削する際には、局所吸塵装置、マスク等を使用すること。
- 5) 目の損傷を防ぐために、保護眼鏡等を使用すること。

*** 【保管方法及び有効期間等】**

〔保管方法〕

- ・水分、腐食性薬剤及びその蒸気の暴露を避けて、外圧（物理的負荷）及び汚染を受けないように保管すること。
- ・本材は、歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者 株式会社 松風
住所 〒605-0983
京都市東山区福稲上高松町 11
電話番号 075-561-1112